

会 議 記 録

会議名 総務常任委員会

開催日 令和3年6月7日(月)

開会 午前10時00分

閉会 午前11時00分

出席者 委 員 委員長 中 島 克 訓

大 浦 兼 政 青 木 一 男 関 口 孫 一 郎

梅 澤 米 満 福 田 裕 司 天 谷 浩 明

議 長 小 堀 良 江

傍 聴 者 森 戸 雅 孝 小 平 啓 佑 浅 野 貴 之

川 上 均 古 沢 ちい子 大 谷 好 一

坂 東 一 敏 茂 呂 健 市 内 海 まさかず

小久保 かおる 針 谷 育 造 氏 家 晃

千 葉 正 弘 白 石 幹 男 福 富 善 明

広 瀬 義 明 針 谷 正 夫 大阿久 岩 人

事務局職員 事務局長 神 永 和 俊 議事課長 江 面 健太郎

副 主 幹 岩 崎 和 隆 主 査 藤 澤 恭 之

委員会条例第21条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

総合政策部長	増山昌章
経営管理部長	大野和久
地域振興部長	永島勝
消防長	小島徹
監査委員事務局長	大木多津子
総合政策部副部長兼 総合政策課長	横倉延男
スポーツ連携室長	茂呂一則
職員課長	小川稔
財政課長	小野寺正明
地域政策課長	加茂浩史
都賀地域づくり推進課長	川又俊行
蔵の街課長	清水孝之
渡良瀬遊水地課長	山野井広実
消防総務課主幹	中村聡
警防課長	中山全良
監査委員事務局次長	瀬下佳子

令和3年第4回栃木市議会定例会

総務常任委員会議事日程

令和3年6月7日 午前10時開議 全員協議会室

- 日程第1 議案第70号 栃木市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第2 議案第82号 栃木市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第3 議案第84号 財産の取得について（消防ポンプ自動車）
- 日程第4 議案第85号 財産の取得について（高規格救急自動車）
- 日程第5 議案第86号 財産の取得について（消防ポンプ自動車）
- 日程第6 議案第67号 令和3年度栃木市一般会計補正予算（第2号）（所管関係部分）

◎開会及び開議の宣告

○委員長（中島克訓君） ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しております。

ただいまから総務常任委員会を開会いたします。

（午前10時00分）

◎諸報告

○委員長（中島克訓君） 当委員会に付託された案件は、各常任委員会議案等付託区分表のとおりであります。

◎議事日程の報告

○委員長（中島克訓君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議案第70号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（中島克訓君） ただいまから議事に入ります。

日程第1、議案第70号 栃木市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

小川職員課長。

○職員課長（小川 稔君） 皆さん、改めましておはようございます。本日は、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、ただいまご上程をいただきました議案第70号 栃木市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明を申し上げます。

議案書は45ページ、46ページ、議案説明書は3ページから5ページとなります。

まず、議案説明書によりご説明を申し上げますので、議案説明書の3ページを御覧ください。提案理由であります。新型コロナウイルス感染症に係る特殊勤務手当の支給につきましては、昨年12月議会において改正案を上程し、可決いただいたところであり。今般、国におきましては新型コロナウイルス感染症の法的位置づけを政令を廃止、政令で位置づけた指定感染症から、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の新型インフルエンザ等感染症に位置づけたことに伴いまして、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正することにつきまして、議会の議決を求めるものでございます。

参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

4ページ、5ページをお開きください。改正内容ですが、5ページ、第4条第1項第1号中に「以

下、感染症法という」を加え、4ページ下にあります附則第5項中の引用条項「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第1条に規定する」を5ページ、「第5項、感染症法、第6条第7項第3号に掲げる」に改めるものでございます。

次に、議案書により説明をいたしますので、議案書の45ページを御覧ください。こちらは、制定文となりますので、説明を省略させていただきます。

次の46ページを御覧ください。改正文となりますが、内容につきましてはただいま新旧対照表によりご説明いたしましたので、附則について説明をさせていただきます。附則であります、この条例は公布の日から施行するというものであります。

説明につきましては以上になります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○委員長（中島克訓君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第70号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第70号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議事の終了した執行部の皆様は退席していただいて結構です。お疲れさまでした。

ここで執行部の入替えを行いますので、少しお待ち願いたいと思います。

〔執行部退席〕

◎議案第82号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（中島克訓君） 次に、日程第2、議案第82号 栃木市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

瀬下監査委員事務局次長。

○監査委員事務局次長（瀬下佳子君） 改めまして、おはようございます。よろしくお願いいたします。
す。

ただいまご上程をいただきました議案第82号 栃木市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明を申し上げます。

議案書は98ページ及び99ページ、議案説明書は75ページから79ページになります。

まず、議案説明書によりご説明を申し上げますので、議案説明書75ページを御覧ください。提案理由でございますが、固定資産評価審査委員会に提出する審査申出書等への押印を要しないこととするに当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正することについて議会の議決を求めるものです。

改正の概要につきましては、押印に係る規定を改めることです。

参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

それでは、改正の内容について新旧対照表により説明をいたします。76ページ、77ページを御覧ください。固定資産評価審査委員会に提出する審査申出書等への押印を要しないこととするに当たり、審査の申出について定める第4条中第4項の申出書への押印を求める項を削り、審査申出人の口頭による意見陳述について定める第7条中第3項の調書への押印を廃止し、口頭審理について定める第8条中第5項の「口述書への署名押印」を「署名しまたは記名押印」に改めるとともに、同条第8項の調書への押印を廃止し、同様に実地調査について定める第9条第2項の調書への押印を廃止するものです。

次に、78ページ、79ページを御覧ください。議事についての調書に関し定める第12条第2項につきましても、調書への押印を廃止するものです。

続きまして、議案書により説明いたします。議案書の98ページを御覧ください。こちらは、制定文でございますので、説明は省略させていただきます。

次の99ページは、改正文でございますが、内容につきましては新旧対照表によりご説明申し上げましたので、末尾にあります附則を御覧いただきたいと思っております。この条例につきましては、公布の日から施行するというものです。

説明は以上となります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（中島克訓君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。
ただいまから議案第82号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第82号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議事の終了した執行部の皆様は退席していただいて結構です。お疲れさまでした。ご苦労さまでした。

執行部の入替えを行いますので、少々お待ち願いたいと思います。

〔執行部退席〕

◎議案第84号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（中島克訓君） 次に、日程第3、議案第84号 財産の取得について（消防ポンプ自動車）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

中村消防総務課主幹。

○消防総務課主幹（中村 聡君） おはようございます。よろしく願いいたします。

ただいまご上程いただきました議案第84号 財産の取得につきましてご説明を申し上げます。

議案書は101ページ、議案説明書は83ページ、84ページであります。

初めに、議案説明書によりご説明させていただきますので、恐れ入りますが、議案説明書の83ページを御覧ください。提案理由でございますが、栃木市消防団に配備中の消防ポンプ自動車3台が老朽化したため、消防ポンプ自動車3台を購入することについて、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

続きまして、議案書の説明をさせていただきます。恐れ入りますが、議案書の101ページを御覧ください。財産の取得についてでございますが、1、財産の表示につきましては、消防ポンプ自動車3台であります。

2、取得の方法につきましては、事前審査型条件付き一般競争入札であります。

3、取得予定価格につきましては、2,640万円であります。

4、取得相手につきましては、小山市大字喜沢1394番地、合資会社渡辺商店、代表社員渡辺圭一であります。

なお、本件の入札に参加した業者は5社で、落札率は92.98%であります。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○委員長（中島克訓君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。質疑はありませんか。

天谷委員。

○委員（天谷浩明君） おはようございます。3点ほどあるのですけれども、まず1つ目、3台ということで大体約900万円前後、弱ですか、込み込みで。そのタイプちょっと教えてもらいたと思います、まずは。

○委員長（中島克訓君） 中村消防総務課主幹。

○消防総務課主幹（中村 聡君） ただいまのご質問につきましてお答えを申し上げます。

今回購入する車両につきましては、軽デッキバン型の4WDベースの小型動力ポンプ付積載車があります。具体的には軽バンタイプの後部がトラックの荷台のようになっており、人力でその小型動力ポンプ、可搬ポンプとなりますけれども、搬送できる最新型の可搬ポンプを積載しておるものを3台とさせていただいております。

○委員長（中島克訓君） 天谷委員。

○委員（天谷浩明君） その答弁に対しまして、その能力というか、通常の消防自動車、町なか走っている車と今までに山間部等にそういう配備をしているというのは分かっているのですが、ちょっと能力のほうをお願いいたします。

○委員長（中島克訓君） 中村消防総務課主幹。

○消防総務課主幹（中村 聡君） 今の質問内容を確認させていただきますけれども、車の能力というところでよろしいでしょうか。

〔「消火能力、消防能力」と呼ぶ者あり〕

○消防総務課主幹（中村 聡君） ポンプの。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○消防総務課主幹（中村 聡君） ポンプにつきましては、可搬ポンプでございまして、ホースを1本伸ばしながら消火活動をする従来型のタイプでございしますが、最新型の可搬ポンプを積載しておりまして、いかに早く水を出すかといった部分に関しましては、特に新しいものを導入させていただいております。

○委員長（中島克訓君） よろしいですか。

関口委員。

○委員（関口孫一郎君） 中山間地用の小型ポンプということで、従来だと普通車の車両に小型ポンプを搭載しているのが今までのタイプかなと思うのですが、軽に変えた理由、その辺をお聞かせ願います。

○委員長（中島克訓君） 中村消防総務課主幹。

○消防総務課主幹（中村 聡君） 今回軽自動車タイプの消防ポンプ自動車を購入する予定でございますが、こちらは平成29年3月12日から道路交通法が改正となりまして、準中型免許が新設されました。改正後の普通免許では、3.5トン以上の車両は運転できなくなりますので、将来免許条件により、消防ポンプ自動車を運転できない消防団員が増えてくることが考えられます。そのため、消防団が使用する車両は、普通免許でも運転可能な消防ポンプ自動車を優先しまして、更新計画を進めてまいりたいと考えております。そのことから、普通免許で運転可能な軽自動車規格の消防車は購入していくことになろうと思います。

○委員長（中島克訓君） 関口委員。

○委員（関口孫一郎君） 了解をいたしました。

それで、今回3台の車両の入替えということなのですが、配備する消防団、どこの消防団というか、場所、多分中山間地だと思うのですが、説明をお願いいたします。

○委員長（中島克訓君） 中村消防総務課主幹。

○消防総務課主幹（中村 聡君） 今回3台配備する地域でございますが、藤岡地域の第2分団第2部、藤岡の下宮地域を管轄しております。

それから、藤岡地域、第3分団第2部、こちらは藤岡町大前でございます。遊水地を管轄しております。

それから、藤岡第4分団第2部、こちらは藤岡町大田和、三轟山付近でございます。

以上でございます。

〔「了解した」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） ほか質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） よろしいですか。

ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第84号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第84号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。
議事を終了した執行部の皆様は退席していただいて結構です。お疲れさまでした。
ここで執行部の入替えを行いますので、少々お待ちください。

〔執行部退席〕

◎議案第85号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（中島克訓君） 次に、日程第4、議案第85号 財産の取得について（高規格救急自動車）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

中山警防課長。

○警防課長（中山全良君） おはようございます。よろしく願いいたします。

ただいまご上程いただきました議案第85号 財産の取得につきましてご説明を申し上げます。

議案書は102ページ、議案説明書は85ページであります。

初めに、議案説明書によりご説明させていただきますので、恐れ入りますが、議案説明書の85ページを御覧ください。議案第85号 財産の取得についてであります。提案理由でございますが、栃木市消防署に配備中の高規格救急自動車1台が老朽化したため、高規格救急自動車1台を購入することについて、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

続きまして、議案書の説明をさせていただきます。恐れ入りますが、議案書の102ページを御覧ください。財産の取得についてでございますが、1、財産の表示につきましては、高規格救急自動車1台であります。

2、取得の方法につきましては、事前審査型条件付き一般競争入札であります。

3、取得予定価格につきましては、4,015万円であります。

4、取得相手につきましては、宇都宮市横田新町3番47号、栃木トヨタ自動車株式会社、代表取締役社長、新井孝則であります。

なお、本件の入札に参加した業者は2社で、落札率は94.41%であります。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（中島克訓君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。質疑はありませんでしょうか。

青木委員。

○委員（青木一男君） お疲れさまです。これ本署の高規格救急車ということなのですが、入れ替える前の車の使用年数と距離を教えてくださいたいと思います。

○委員長（中島克訓君） 中山警防課長。

○警防課長（中山全良君） 更新する車両のほうですが、約9年が経過しております。走行距離にあつては、17万2,000キロとなっております。

以上です。

○委員長（中島克訓君） 青木委員。

○委員（青木一男君） 9年がたって老朽化して入れ替えるということなのですが、9年前となると多分資材や機材は当然変わったのかなというふうに思うのですが、その辺はどのように変わったのかちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（中島克訓君） 中山警防課長。

○警防課長（中山全良君） ご質問にお答えします。

機材のほうですが、やはり9年前よりは今の現在の新しい最新の機器が搭載されている救急車となっております。

以上です。

○委員長（中島克訓君） 青木委員。

○委員（青木一男君） 今新しくなったというのですけれども、具体的にこういったものがこうなったというのをちょっと教えていただければありがたいと思います。

○委員長（中島克訓君） 中山警防課長。

○警防課長（中山全良君） ご質問にお答えいたします。

今年度の救急車のほうには、自動心臓マッサージ器、またアイソレーター、オゾン発生器等々の資機材を搭載しております。

以上です。

○委員長（中島克訓君） 青木委員。

○委員（青木一男君） すみません。前に聞いたかどうか分からないのですけれども、そのアイソレーターというのはどういうものなのでしょうか。

○委員長（中島克訓君） 中山警防課長。

○警防課長（中山全良君） ご質問にお答えいたします。

アイソレーターという器具は、感染症の疑いがある病者、また免疫力が低下している病者の搬送器具で、特に今コロナ禍ですので、新型コロナウイルスの感染症の際の搬送に有効な資機材となっております。

以上です。

○委員長（中島克訓君） 青木委員。

○委員（青木一男君） 今回栃木市消防署の入替えということなのですが、これ全部で本署が3台、あと分署で1台ずつとあつて、8台かと思うのですが、このさっき言った仕様とか機材ですか、8

台とも全く同じ、今回は当然違うのですが、毎回こうやって更新して全部違ってきているということなのですか。なるべく統一した仕様にするという、仕様と言えませんが、機材ですか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（中島克訓君） 中山警防課長。

○警防課長（中山全良君） ご質問にお答えいたします。

異動等もありますので、ほぼ救急車の仕様のほうは同一の規格のものを考えて作成しております。以上となります。

○委員長（中島克訓君） よろしいですか。

ほか質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第85号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第85号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第86号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（中島克訓君） 次に、日程第5、議案第86号 財産の取得について（消防ポンプ自動車）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

中山警防課長。

○警防課長（中山全良君） ただいまご上程いただきました議案第86号 財産の取得につきましてご説明を申し上げます。

議案書は103ページ、議案説明書は86ページであります。

初めに、議案説明書によりご説明させていただきますので、恐れ入りますが、議案説明書の86ページを御覧ください。議案第86号 財産の取得についてであります。提案理由でございますが、栃木市消防署大平分署に配備中の消防ポンプ自動車1台が老朽化したため、消防ポンプ自動車1台を

購入することについて、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

続きまして、議案書の説明をさせていただきます。恐れ入りますが、議案書の103ページを御覧ください。財産の取得についてであります。1、財産の表示につきましては、消防ポンプ自動車1台であります。

2、取得の方法につきましては、事前審査型条件付き一般競争入札であります。

3、取得予定価格につきましては、5,346万円であります。

4、取得相手につきましては、小山市大字喜沢1394番地、合資会社渡辺商店、代表社員渡辺圭一であります。

なお、本件の入札に参加した業者は8社で、落札率は94.62%であります。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○委員長（中島克訓君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。質疑はありますか。

天谷委員。

○委員（天谷浩明君） いつもの消防自動車よりも何かかなり倍額な感じになるのですね。このやっぱりタイプというか、その型式というか、ちょっとお伺いいたします。

○委員長（中島克訓君） 中山警防課長。

○警防課長（中山全良君） ご質問にお答えいたします。

今回の車両は、CD-I型という車両になります。キャブオーバー型のダブルシートで、ホイールベースが、2メートル以上のシャシに艤装した車両となっております。

資機材のほうですが、消火活動だけではなく、水害や救助、支援活動など、各種災害に対応できる資機材を積載した車両となっております。また、圧縮空気泡消火装置も搭載した車両となっております。

以上です。

○委員長（中島克訓君） 天谷委員。

○委員（天谷浩明君） では、従来の今までの消防ポンプ自動車で一般的に入札されている二千二、三百万円ですか、2トン車ベースの。あそこら辺の大きな違いというのをちょっと分かりやすく教えてください。

○委員長（中島克訓君） 中山警防課長。

○警防課長（中山全良君） ご質問にお答えいたします。

先ほども申し上げました圧縮空気泡消火装置等が搭載されていること、また救助活動などに使用

します救助資機材の資機材等も積載していること、また排気ガス規制等で排ガス装置が最新のものになって、車両ベース、本体価格が上昇していること等が考えられます。

以上です。

○委員長（中島克訓君） 小島消防長。

○消防長（小島 徹君） 大平に入るポンプ車の最大の特徴というのは、先ほど課長のほうから説明がありましたダブルキャブでも立った状態で空気呼吸器とかがしょえたりとか、あと今泡消火どうのこうのと言いましたけれども、普通のポンプ車ですと、例えば100リッターだったら100リッターの消火能力しかありませんけれども、そこに薬品か何かを混ぜることによって、少ない水の量で消火が可能だというところが最大の特徴になります。

以上です。

○委員長（中島克訓君） よろしいですか。

天谷委員。

○委員（天谷浩明君） そういうふうに分かりやすく言ってくればいいのですけれども、どうもイメージが、普通の消防自動車の何で倍もするのかなと思うのですけれども、これは価格的には倍額に近いというのは、入札だから仕方がないと思うのですけれども、担当者として高いとか、安いとか言いづらいですけれども、どうですか。消防長のほうでもいいです。だんだんものが高くなるのは分かるのですけれども、これだけ倍近くになっているのは本当にいいのかなというふうに思うのですけれども、お気持ちを聞きたいです。

○委員長（中島克訓君） 中山警防課長。

○警防課長（中山全良君） ただいまの金額の件なのですが、近年の他消防本部の落札価格ですか、その辺と大きな差は、大きな差というか、その辺はあまりないので、適正なものだというふうに考えております。

以上です。

○委員長（中島克訓君） よろしいですか。

関口委員。

○委員（関口孫一郎君） 大平分署に配備されるということなのですが、このベースになる車両、これはどこのメーカーなのでしょう。

○委員長（中島克訓君） 中山警防課長。

○警防課長（中山全良君） ご質問にお答えいたします。

落札業者の渡辺商店、こちらのほうで確認をしましたら、日野自動車の車種というふうに伺っております。

以上です。

○委員長（中島克訓君） 関口委員。

○委員（関口孫一郎君） 本市には、自動車メーカーもあるものですから、能力的に差がなければそういうことも勘案していただければありがたいかなと思うのですが、これは要望としておきます。

○委員長（中島克訓君） では、今要望ということでよろしく。

それでは、青木委員。

○委員（青木一男君） 議案第85号でもお聞きしたのですが、古くなった消防自動車の使用年数と距離をお願いしたいと思います。

○委員長（中島克訓君） 中山警防課長。

○警防課長（中山全良君） ご質問にお答えいたします。

古い更新車両、こちらのほうは約23年が経過しております。走行距離のほうは、約6万3,000キロというふうなことで、エンジンの稼働時間、こちらのほうは7,300時間程度になっております。

以上です。

○委員長（中島克訓君） 青木委員。

○委員（青木一男君） 23年ということなのですが、装具とかも本当20年以上変わったらもう当然大きく変わるでしょうし、単価も変わるかと思うのですが、消防自動車の安全基準がありますよね。

その中で多分耐用年数とか距離というのうたわれてはないと思うのですが、これ23年、今回で入替えということなのですが、おおよその年数というのは大体決めてはいるのでしょうか。

○委員長（中島克訓君） 中山警防課長。

○警防課長（中山全良君） ご質問にお答えいたします。

やはり栃木市消防本部消防計画にあります消防自動車の更新計画のほうですが、15年を目安として計画しております。

以上です。

○委員長（中島克訓君） 青木委員。

○委員（青木一男君） 15年を目安で23年乗ったというのは、これ年々そういったシャシの部分とか、艤装の部分も随分技術進歩してよくなっているという意味合いと、当然買い替える必要がまだないということ、あと財政的な部分というのがすごく影響しているのかなというふうに思うのですが、15年を目安にしているところを23年乗ったというそのちょっと理由をお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（中島克訓君） 中山警防課長。

○警防課長（中山全良君） ご質問にお答えします。

先ほど委員のほうもおっしゃられたとおり、財政面とか、そういうところもあるのですが、車両のほうも毎年順番に更新をしていますので、なるべく古い車両のほうから順次更新を計画しております。

以上となります。

○委員長（中島克訓君） 青木委員。

○委員（青木一男君） 要望なのですが、今課長のほうでお話ありました財政的な部分というのを考慮して頑張って延ばしているということなのですが、それでも私言いましたようにちょっと全体的に性能が伸びているということで、ぜひそういった今言われたことをできる限り長く、本当にそういった消火とか、作業に支障のないようなことを考えていただいて、今後行っていただきたいと思えます。

以上です。

○委員長（中島克訓君） 要望ということでよろしくお願ひします。

ほか質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第86号を採決いたします。

本案は原案を可決するべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第86号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議事の終了した執行部の皆様は退席していただいて結構です。ご苦労さまでした。

ここで執行部の入替えを行いますので、少々お待ちください。

〔執行部退席〕

◎議案第67号（所管関係部分）の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（中島克訓君） 次に、日程第6、議案第67号 令和3年度栃木市一般会計補正予算（第2号）の所管関係部分を議題といたします。

当局から説明を求めます。

小野寺財政課長。

○財政課長（小野寺正明君） ただいまご上程をいただきました議案第67号 令和3年度栃木市一般会計補正予算（第2号）についてご説明をいたします。

まず、補正予算書の3ページをお開きください。令和3年度栃木市の一般会計の補正予算（第2

号) は、次に定めるところによるというものであります。

歳入歳出予算の補正は、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億1,064万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ663億2,614万9,000円とする。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるというものであります。

地方債の補正は、第2条、地方債の追加は第2表、地方債補正による。

第2項は、地方債の変更は、第3表、地方債補正によるというものでございます。

4ページ、5ページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正であります。4ページが歳入、5ページが歳出となっております。所管関係部分の内容につきましては、後ほど事項別明細書によりご説明させていただきますので、ここでの説明は省略させていただきます。

6ページをお開きください。第2表、地方債補正(追加)であります。起債の目的欄にあります農地災害復旧事業1件を追加するものであります。詳細につきましては、後ほど事項別明細書によりご説明させていただきますので、ここでの説明は省略させていただきます。

次に、7ページを御覧ください。第3表、地方債補正(変更)であります。本表は上段が補正前、下段が補正後となっております。上段補正前の起債の目的欄、1項目め、農道整備事業から最後の公園整備事業までの計5件について、限度額を変更するものであります。詳細につきましては、後ほど事項別明細によりご説明をさせていただきますので、ここでの説明は省略させていただきます。なお、起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、変更はございません。

次に、9ページをお開きください。歳入歳出補正予算事項別明細書であります。9ページが歳入、次の10ページ、11ページは歳出の総括表となっております。ここでの説明は省略させていただきます。引き続き歳入の所管関係部分についてご説明をさせていただきますので、12ページ、13ページをお開きください。まず、15款2項1目1節総務管理費補助金は、補正額7,953万円の増額であります。説明欄の地方創生拠点整備交付金につきましては、(仮称)渡良瀬サイクルパーク整備事業の実施に対する交付金を追加するため、増額補正するものであります。

次に、14ページ、15ページをお開きください。19款2項1目1節財政調整基金繰入金は、補正額7,935万5,000円の増額であります。説明欄の財政調整基金繰入金につきましては、補正予算の財源調整として基金から繰り入れるため、増額補正するものであります。

次の17目1節ふるさと応援基金繰入金は、補正額700万円の増額であります。説明欄のふるさと応援基金繰入金につきましては、(仮称)渡良瀬サイクルパーク整備事業費及び渡良瀬遊水地環境保全事業費の財源として繰り入れるため、増額補正するものであります。

次に、21款5項4目2節雑入は、補正額880万円の増額であります。説明欄の市民総合賠償補償保険金等(地域政策課)につきましては、コミュニティ助成事業費に対する一般財団法人自治総合センターからの助成金を受け入れるため、増額補正するものであります。

次に、22款1項市債であります。1目1節総務管理債は、補正額7,150万円の増額であります。説明欄の一般補助施設整備等事業債（公園整備事業）につきましては、（仮称）渡良瀬サイクルパーク整備事業費における公園施設整備工事費等に充てる地方債を増額補正するものであります。

4目1節農業債は、補正額4,060万円の増額であります。説明欄の地方道路等整備事業債（農道整備事業）につきましては、県単独農業農村整備事業費における農業施設等整備工事費等に充てる地方債を増額補正するものであります。

次の2節林業債は、補正額590万円の増額であります。説明欄の防災対策事業債（林道整備事業）につきましては、林道整備事業費における林道改修工事費に充てる地方債を増額補正するものであります。

5目1節道路橋りょう債は、補正額2,350万円の増額であります。説明欄の旧合併特例事業債（道路維持事業）につきましては、舗装修繕事業費における舗装修繕工事費に充てる地方債を増額補正するものであります。

次の旧合併特例事業債（道路新設改良事業）につきましては、市道2065線道路改良事業費における市道拡幅工事費に充てる地方債を増額補正するものであります。

9目11節農地災害復旧事業債は、補正額20万円の増額であります。説明欄の農地災害復旧事業債（過年分）につきましては、農地災害復旧事業費（令和元年台風19号災害）における農地災害復旧工事費に充てる地方債を増額補正するものであります。

以上で歳入についての説明を終了し、引き続き所管関係部分の歳出についてご説明いたしますので、16ページ、17ページをお開きください。まず、2款1項6目企画費は、補正額1億6,406万円の増額であります。説明欄の（仮称）渡良瀬サイクルパーク整備事業費につきましては、藤岡渡良瀬運動公園内に常設の自転車専用コース等を整備するため、工事請負費等を増額補正するものであります。

次に、11目地域づくり費は、補正額1,456万4,000円の増額であります。説明欄のコミュニティ助成事業費につきましては、鍋山町第3自治会における備品購入及び中荒井自治会における公民館改築工事に対し、一般財団法人自治総合センターから交付される助成金を各自治会へ交付するため、補助金を増額補正するものであります。

次の渡良瀬遊水地環境保全事業費につきましては、渡良瀬遊水地内にコウノトリ人工巣塔を設置するに当たり、河川管理者との協議資料を作成するため、委託料を増額補正するものであります。

次に、13目公民館費は、補正額262万6,000円の増額であります。説明欄の市民交流センター管理運営費につきましては、箱森町西部自治会における公民館改修工事に対し補助金を交付するため、補助金を増額補正するものであります。

次の都賀公民館管理運営費につきましては、中荒井自治会における公民館改築工事に対し補助金を交付するため、補助金を増額補正するものであります。

次に、少し飛びまして、36、37ページをお開きください。36、37になります。10款4項3目文化財保護費は、補正額1,335万4,000円の増額であります。説明欄の伝建地区拠点施設整備事業費につきましては、嘉右衛門町伝建地区内で整備を進めている拠点施設整備地内の既存建物が倒壊する危険性が高まったため、工事請負費等を増額補正するものであります。

以上で、令和3年度栃木市一般会計補正予算（第2号）に係る所管関係部分の説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（中島克訓君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については、歳入歳出等を一括して審査いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出等を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法でページ数もお知らせ願います。

質疑はありませんか。何か質疑ございませんでしょうか。

天谷委員。

○委員（天谷浩明君） 14ページの先ほど説明受けたのですが、雑入なのです。ちょっと聞き取れなかった面もあるのですが、市民総合賠償補償保険金などということで、一応コミュニティセンターどうのこうなので、地域のコミュニティへの何か補助金をと聞こえたのですが、詳しくお伺いいたします。

○委員長（中島克訓君） 加茂地域政策課長。

○地域政策課長（加茂浩史君） お答えいたします。

これらは、各自治会が備品購入であったり、自治会の新築や改築等における費用の補助金になっております。

以上です。

○委員長（中島克訓君） 天谷委員、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） ほかに質疑ございませんか。

青木委員。

○委員（青木一男君） 17ページなのですが、渡良瀬遊水地環境保全事業費の業務、資料作成の委託料ということなのですが、この辺を具体的にちょっと説明願いたいと思っております。内容を。

○委員長（中島克訓君） 山野井渡良瀬遊水地課長。

○渡良瀬遊水地課長（山野井広実君） それでは、お答えいたします。

詳しい内容ということですが、まず5月にライオンズクラブ国際協会333B地区様から

コウノトリの人工巣塔ということで、2基寄贈をいただきました。それで、現在設置場所を検討しているところなのですが、現在考えているところが遊水地内のほか、遊水地周辺ということで設置場所を検討しております。

今回、補正につきましては、遊水地内に人工巣塔を設置する場合には、遊水地内が河川区域ということで、国交省さんの占用協議が必要になってまいります。その占用協議をする際の資料作成のための委託料でございます。具体的な内容につきましては、占用する際に当然占用の面積を算出する必要もありますし、またご承知のようにあそこは治水の目的で、当然大水とかになりますと水がたまってまいりますので、その辺水が出たときに巣塔が倒れては困りますので、地質調査をした上でしっかりした人工巣塔を建てますので、ボーリング調査等も必要になってまいります。そういった計算をするための費用も含まれてまいります。

以上です。

○委員長（中島克訓君） 青木委員。

○委員（青木一男君） コウノトリの巣塔2基設置ということなのですが、既に小山市さんは設置されていますよね。その小山市さんとの兼ね合いというのは、もう別に何ら問題もないということでしょうか。

○委員長（中島克訓君） 山野井渡良瀬遊水地課長。

○渡良瀬遊水地課長（山野井広実君） 小山市さんとの兼ね合いということですが、今回設置場所を選考するに当たりまして、皆さんご承知のように小山市のほうは下生井の桜堤のところにあると思うのですが、そこからコウノトリの縄張が約2キロから3キロということでもありますけれども、それを越えた範囲で設置を検討しております。

また、事前に小山市さんとも協議をしながら現在進めておりますので、問題はないと考えております。

○委員長（中島克訓君） よろしいですか。

ほか質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第67号の所管関係部分を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第67号の所管関係部分は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎閉会の宣告

○委員長（中島克訓君） 以上で当常任委員会の審査は終わりました。

なお、審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長及び副委員長にご一任願いたいと思います。

これをもって、総務常任委員会を閉会いたします。

大変ご苦勞さまでした。

（午前11時00分）